

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行情）諮問第179号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行情）答申第283号）

事件名：名古屋国税局管内の税務署の個人課税部門における「調査引継書」等の保存年数が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「名古屋国税局管内の税務署の個人課税部門において、過去において作成され現在も調査ファイル内に保管されている「調査引継書」もしくは「調査事項引継書」の保存年数のわかる書類」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月2日付け課個1-75により、国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った本件対象文書の不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由の要旨

本件異議申立ての理由の要旨は、異議申立書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

名古屋国税局管内の税務署の個人課税部門において、過去において作成され現在も調査ファイル内に保管されている「調査引継書」又は「調査事項引継書」については、個人メモではなく、行政機関内で組織として使用している行政文書にほかなりません。

その現存する行政文書についての保存年数を示した文書が存在しないと回答は、行政機関の回答として理解できません。

行政文書の管理については、国税庁においても訓令やガイドラインで詳細に示されているものです。にもかかわらず、今回の不開示としての回答は、文書の管理に不備があったとしか考えられないものです。「調査引継書」又は「調査事項引継書」については訓令やガイドラインにも該当するものがないとのことでしょうか。

文書の管理に不備があったことにより、当然に存在すべき行政文書が作成されておらず、開示請求者が不利益を被るなど許されることではあり

ません。

今回の「調査引継書」又は「調査事項引継書」の保存期間のわかる書類の開示については、簿書を整理する過程で保存年数の確認のために請求を行ったものです。不開示では適正な簿書の整理や廃棄もできません。

名古屋国税局管内の税務署の個人課税部門においては、過去において作成され現在も調査ファイルとともに混在している「個人調査カード」と呼ばれるものが存在しています。クリアホルダー式の調査ファイルが導入される以前の厚紙でできた二つ折りのフォルダーで、納税者の住所や氏名、生年月日や屋号、収入金額や所得金額、所得税額、さらに、消費税の課税売上高や消費税額、調査や修正申告や更正・決定手続などの情報が6年間に渡り並べて記載されているものです。

平成13年頃に、全て調査ファイルに置き換える予定だったのですが、現在も依然として使用され続けています。状況からして保存年数を超えていると想定されますが、廃棄の予定は示されません。保存され、使用され続けているのであれば、これも行政文書です。廃棄に向けて、どのように扱うべきなのかわかりません。

情報公開について法制化されている時代に、闇から闇に行政文書を処分してしまおうとの考えは許されないことは明らかです。現存する現実を見据えた対応をお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して、「名古屋国税局管内の税務署の個人課税部門において、過去において作成され現在も調査ファイル内に保管されている『調査引継書』もしくは『調査事項引継書』の保存年数のわかる書類」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成27年10月2日付け課個1-75により法9条2項の規定に基づき、本件対象文書は作成しておらず、保有していないとして不開示決定（原処分）を行った。

これに対し異議申立人は、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

国税庁は、国税庁、国税局及び税務署における行政文書の保存期間について、統一的な運用を図るため、標準文書保存期間基準により行政文書の類型ごとの保存期間を定めているが、当該基準は、具体的な行政文書の保存期間を定めたものではない。

処分庁は、関係部署において現に保有している行政文書を探索したが、本件対象文書を保有している事実は確認できなかった。

また、本件異議申立てを受け、改めて、国税庁内の書庫、事務室及び電

子情報として保存されている文書を探索したが、処分庁において本件対象文書を保有している事実は確認できなかった。

したがって、本件対象文書の保有の事実はないと認められ、これを覆すに足る事情も存在しない。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「現存する行政文書についての保存年数を示した文書が存在しないとする回答は、行政機関の回答として理解できません。」と主張するが、標準文書保存期間基準は、上記2のとおり、行政文書の類型ごとの保存期間を定めているものであることから、税務署が作成・保有した具体的な行政文書の保存期間を示した文書を国税庁が保有していないことについて、何ら不自然・不合理な点はない。

(2) 異議申立人のその他の主張は、上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書については、処分庁において保有していないため、不存在を理由として不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月15日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年7月28日 審議
- ⑤ 同年9月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「名古屋国税局管内の税務署の個人課税部門において、過去において作成され現在も調査ファイル内に保管されている「調査引継書」もしくは「調査事項引継書」の保存年数のわかる書類」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行い、諮問庁も原処分を妥当としている。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件開示請求は、名古屋国税局管内の税務署において作成され、保管されていると異議申立人が主張する調査引継書又は調査事項引継書について、それらの保存期間が分かる文書の開示を求めるものである。

(2) そこで、諮問庁から、国税庁、国税局及び税務署における行政文書の

管理について定められた「国税庁行政文書管理規則」（平成23年4月1日付け国税庁訓令第1号。以下「管理規則」という。）のほか、「国税庁行政文書管理規則細則」（同日付け官総7-8事務運営指針）及び「標準文書保存期間基準について（指示）」（平成26年6月26日付け官総7-19。以下「指示文書」という。）の提出を受け、当審査会において確認したところ、次のとおりと認められる。

① 管理規則においては、各部局等（国税庁本庁、国税局及び税務署等）に、それぞれ主任文書管理者1人が置かれるとともに（5条1項）、所掌事務に関する行政文書の管理の実施責任者として、文書管理者が指名されることとされている（6条1項）。

そして、文書管理者が、標準文書保存期間基準を定めることとされ（13条1項）、職員は、当該標準文書保存期間基準に従って、作成又は取得した行政文書について保存期間を設定することとされている（11条1項、13条2項）。

② 指示文書は、国税庁長官名で発出されたものであり、その別表においては、文書の編さん区分及び保存期間が示されているが、これは、行政文書ファイル管理簿が一般に公表されることから、同じ内容の行政文書ファイル等が文書管理者ごとに、異なる編さん区分、保存期間で管理されることのないよう、統一的な基準として具体例を示したものであるとされている（指示文書 留意事項の2（1））。

(3) 以上を踏まえて検討すると、名古屋国税局管内の各税務署においては、それぞれの文書管理者が標準文書保存期間基準を定めることとされており、指示文書は、同じ内容の行政文書ファイル等が文書管理者ごとに、異なる編さん区分、保存期間で管理されることのないよう、統一的な基準として具体例を示したものにすぎず、各税務署で作成又は取得される個別の行政文書の保存期間を定めたものとは認められないから、国税庁において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

そして、諮問庁の上記説明を覆すに足る特段の事情もないことから、本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定については、国税庁において当該文書を保有しているとは認められず、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国税庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子